令和５年５月２日

保護者の皆様へ

珠洲市立大谷小中学校

校長　　上田　辰美

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行に伴う対応について

　日頃より本校の教育活動についてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

　文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂され、新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行後の学校における主な対応が示されました。

これに伴い、これまで、珠洲市教育委員会が作成しておりました「珠洲市立小中学校・義務教育学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生ガイドライン」は廃止され、令和５年５月８日以降は、最新の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に従い適切に対応することとなりました。主な改定と留意事項について下記の通りお知らせいたします。

　つきましては、ご家庭におかれましても、第９波を警戒しながら、感染症対策へのご理解とご協力をよろしく願い申し上げます。

―　記　―

１．学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

○ 新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行後においても、

・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握

・ 適切な換気の確保

・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないようになります。

学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこととなります。

○ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるようにします

・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保します

等の措置を一時的に講じることがあります。

２．新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

○ 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じます。

○ 学校の臨時休業については、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を検討しながら、児童

生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行います。